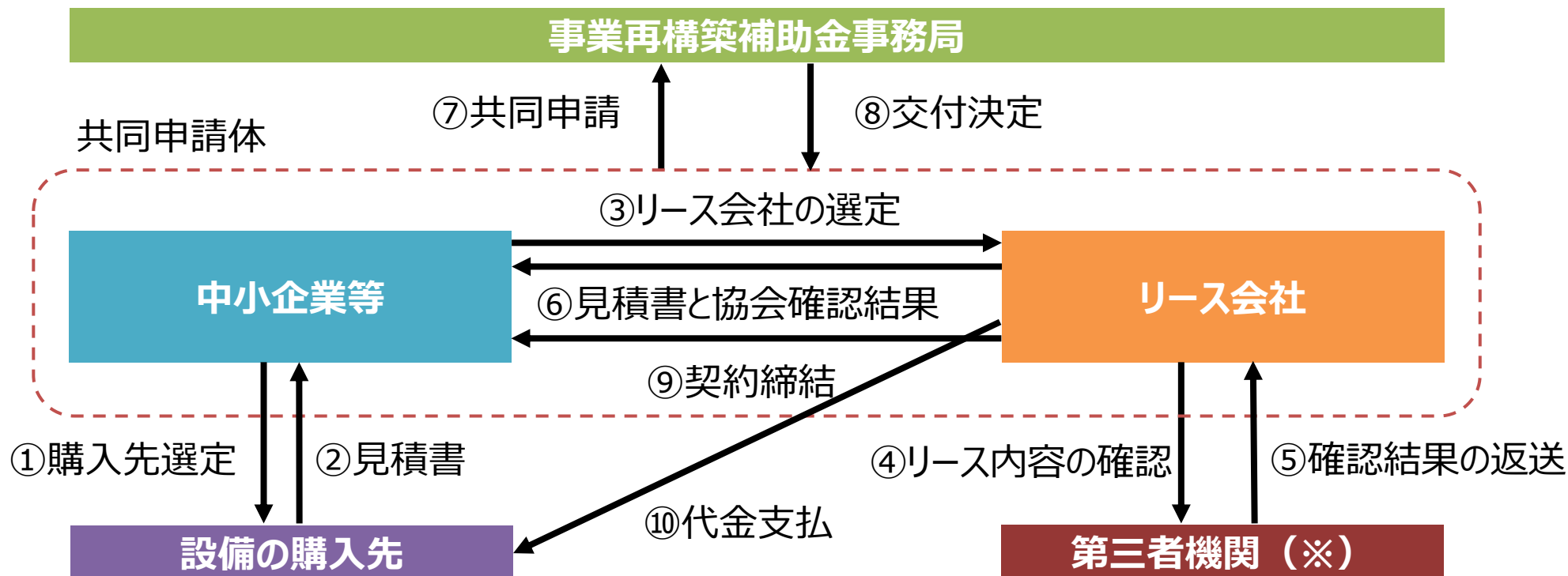


リース会社との共同申請について

- 第6回公募から、**機械装置・システム構築費**については、中小企業等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、中小企業等とリース会社が共同申請をする場合には、その**購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能**となります。

リース会社との共同申請のスキーム



(※) リース料から補助金相当分が減額されていることなどを確認する機関として、第三者機関を設置します。第三者機関として本スキームに参画することを希望する団体の方は[こちら](#)を参照してください。